

【報告】6月12日 福井県へ申入れ

電気ケーブルの絶縁性能低下の問題と、火災防護対策の不備で申入れ

福井県：規制庁の判断の枠内にとどまり、「基準違反」とは明言せず 高浜1・2号の再稼働反対要求には言及せず

◆電気ケーブルの絶縁性能低下の問題

- ・「知見の拡充は必要。規制委と事業者の間でデータを構築する必要がある」
- ・「要望書は規制庁に伝え、見解を聞いてみる」
- ・県の専門委員会で取り上げてほしい→「検討します」



◆火災防護対策不備の問題

- ・「基準を満たしていないことを知ったのは昨年8月（規制庁の検査報告）」
（美浜3号が基準を満たさずに2021年10月再稼働したことは知らなかった）
- ・「いつまでに基準を満たす工事をするのかは聞いていない」

◆「関電広報はしっかり対応すべき」



6月12日、午後2時から約45分間、福井県原子力安全対策課に申入れを行いました。福井県庁1階の101号室で、重大事故時の電気ケーブルの絶縁性能低下の問題と、火災防護対策についてです。

市民は、福井から4名、大阪から2名が参加しました。原子力安全政策課からは山本参事と職員一名の対応でした。要望書の提出団体は、福井と関西の3団体です（末尾参照）。

県の回答は、上記にあるように、規制委員会・規制庁の判断の枠内にとどまるもので、県として、重要な安全性問題について、審査基準に違反していると明言することはありませんでした。審査基準違反が明らかであるにも関わらず、「安全性は国と事業者の責任」と繰り返していました。国や関電に問いただすこともなく、どうやって県民・周辺住民の安全を守るのでしょうか。他方で、関電が市民の申入れに対応しないことについては、関電広報への苦言を述べていました。

▶私たちの申入れの後に、関電社長が福井県知事と面談しました（夜にニュースで知りました）。関電社長は、高浜原発の使用済MOX燃料と使用済ウラン燃料をフランスに送るという電事連の「使用済MOX燃料の再処理実証研究の計画」を説明し、「県外に搬出されるという意味で中間貯蔵と同等の意義があり、県との約束はひとまず果たされた」と述べています。

しかし、電事連の実証研究は、中間貯蔵施設とはまったく関係がありません。仏への搬出は、関電の使用済燃料（現在量）のわずか5%に過ぎず、継続性もなく、これで「県との約束を果たした」として老朽原発の運転を狙っています。このような関電の傲慢な態度は許せません。知事は、国や立地の首長、県議の意見を聞くと言っていますが、県民の声を聞くべきです。

2023.6.13 避難計画を案ずる関西連絡会/ ふるさとを守る高浜・おおいの会/

安全なふる里を大切にする会（若狭町）（当日の資料等はQRコードから）

